

令和3年度 海浜霊園一般墓地 募集案内書（再募集）

令和3年6月に募集した海浜霊園一般墓地のうち、申込者数が募集数を下回った墓所の一部について、再募集を行います。

申請資格

申請資格のある方は、下記①～④の条件をすべて満たしている方です。

- ① 申請の日前に引き続き1年以上本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- ② これまでに一度も埋蔵したことのない、分骨でない焼骨を持っており、火葬許可証を提示できること。
- ③ 申請者は現在、海浜霊園の使用許可を受けていないこと。
- ④ 申請者と焼骨の続柄は、配偶者（事実婚を含む）、3親等以内の血族、1親等以内の姻族であること。

※焼骨をお持ちでない方は申込みできません。

※改葬・分骨の焼骨では申し込みできません。

募集内容

種別	面積	募集数	永代使用料	管理料（年額）	備 考
1種和式 (加十なし)	4.5 m ²	19区画	682,000円	6,330円	外柵・背割植栽付
2種和式 (加十なし)	9.0 m ²	4区画	1,364,000円	12,660円	外柵・背割植栽付

- ・管理料は現在の金額です。今後の社会情勢の変化等により改正があります。
- ・墓所については、別紙「令和3年度 海浜霊園一般墓地 再募集区画一覧表」からお選び下さい
- ・区画内の除草は、令和3年10月15日（金）までに、市で行います。

※管理料の支払いは、令和3年度分（月割）と令和4年度以降の前納分（3年分または5年分）を永代使用料と合わせて一括前納していただきます。

1種和式 682,000円+今年度分の管理料（月割分）+来年度以降分の管理料

2種和式 1,364,000円+今年度分の管理料（月割分）+来年度以降分の管理料

募集期間

- ・令和3年10月1日（金）から令和4年3月31日（木）まで。
- ・申請書類の提出は、令和4年3月31日の当日消印まで有効とします。
- ・申請者が募集数に達した場合、募集を終了します。

申請にあたっての注意事項

- (1) 使用許可は、申請者個人に対して行うものであり、団体、法人等には許可いたしません。また、兄弟、友人等との名義の共有はできません。
- (2) 申込みは、申込区分のうち一箇所のみです。
- (3) 使用申請書の受付後は、種別変更を含む記載内容の変更はできません。
- (4) 使用許可証の交付前に市外へ転出された場合は、使用許可を取り消します。
- (5) 全て返還された墓地です。外柵石等に変色、傷等がある場合があります。
- (6) 墓石の建立などに際し、本市では設備基準を定めています。本市の設備基準に適合しない墓石等の工事は許可できませんので、遵守して下さい。
- (7) 使用者の変更は、使用者の死亡時、または離婚による配偶者への変更時に限定されそれ以外の理由では変更できません。申込みの際はどなたを使用者にするか、ご親族で十分に話し合いを行って下さい。
- (8) 墓地の所有権は市にあります。使用者は、墓地を使用する権利を譲渡することはできません。
- (9) 墓地が不要となった際には、原状に復し、市に返還していただきます。
- (10) 石材店等とのトラブルについては、市は一切関与いたしません。
- (11) 使用許可日から1年以内に焼骨を埋蔵して下さい。
- (12) 申請後、親族の了解が取れずに辞退される方もいるため、下記の点については、事前にご親族で十分に話し合いをしていただき、申請して下さい。
 - ・申請する墓地は習志野市海浜霊園一般墓地でいいですか？
 - ・他の墓地（場所、形態）の検討は必要ありませんか？
 - ・申請者が他界した後、墓所を承継する人はいらっしゃいますか？

使用許可までの流れ

1. 令和3年度 海浜霊園一般墓地 募集案内書（再募集）及び使用許可申請書を入手する

社会福祉課窓口、霊園管理事務所でお渡しします。また、市ホームページからも印刷できます。

2. 希望する墓所の現地確認し、墓所の仮予約をする

あらかじめ、使用になりたい墓所の場所や現況を現地でご確認下さい。最新の空き墓所の状況は、社会福祉課、霊園管理事務所、市ホームページで確認いただけます。

申請書類を提出される前に、社会福祉課へお電話（047-453-7375）いただき、空き墓所の中から、希望される墓所の仮予約を行って下さい。仮予約後、速やかに申請書類を提出して下さい。仮予約の受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

3. 申請書類を提出する

石材店等の代行は認めておりません。申請者もしくはご家族の方が行って下さい。

市役所社会福祉課へ、下記の書類を郵送でご提出下さい。

令和4年3月31日の当日消印まで有効とします。

送付先 〒275-8601

習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所 社会福祉課

① 申請者の戸籍の全部事項証明書（謄本）の原本

② 死亡者の死亡事項が記載されている戸籍または除籍の全部事項証明書（謄本）の原本

申請者と死亡者が同じ戸籍に記載されている場合は、戸籍の全部事項証明書（謄本）は1通で結構です。

※上記①と②だけでは、申請者と死亡者の続柄が確認できない場合は、併せて、確認できる戸籍の全部事項証明書（謄本）又は改製原戸籍謄本等を提出して下さい。（必要な方のみ）

※戸籍の全部事項証明書（謄本）は、提出日を含む前3か月以内に発行された原本を提出。

③ 火葬許可証のコピー（火葬執行証明が火葬許可証の裏面に押印されている場合があります。その場合、裏面も必ずコピーをお取り下さい。）

④ 海浜霊園一般墓地使用許可申請書

⑤ 希望区画記入表

仮予約された墓所の区画番号を、「令和3年度 海浜霊園一般墓地 再募集区画一覧表」の下段にある「希望区画記入票」に記入し、切り離したうえ提出して下さい。

4. 資格審査

提出いただいた書類で、申請者の資格審査を行います。

5. 使用料等の納付

書類の内容が適正であれば、使用予定者として、使用料等の納入通知書をご自宅へ郵送します。

納期限までに、本市指定の金融機関窓口で納付して下さい。

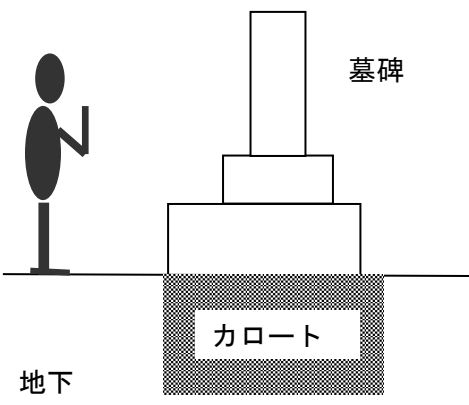
6. 使用許可証の交付

使用料等の納付確認後、使用許可証を簡易書留で申請者のご自宅へ郵送します。

使用許可日は令和4年3月31日までの日付となります。

一般墓地とは

・永代にわたって使用者が管理を行う墓地で、承継者が必要です。

形 体	特 徴
	<ul style="list-style-type: none"> ○各区画は外柵で仕切られており、焼骨は、各墓地のカロートで永代に埋蔵されます。 ○お参りやお供えは、各墓石の前で行います。 ○供養や管理は家族（親族等）で代々受け継いでいきます。そのため配偶者・子・親族等の祭祀承継者が必要です。 ○一つのお墓に家族（親族等）で埋蔵されます。 ○費用面では一般的に、お墓の永代使用料、墓石工事費、維持のための年間管理料がかかります。

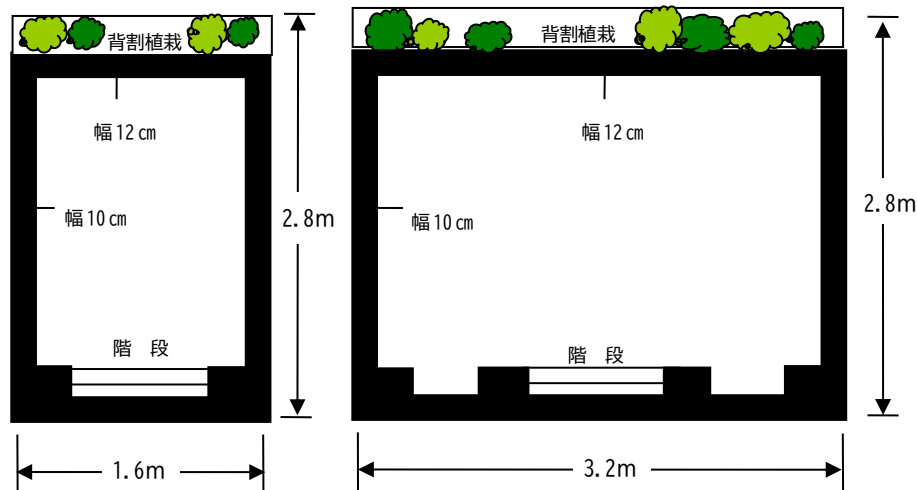
【参考】海浜霊園一般墓地の大きさ

 ・外柵は設置済です

外柵石・背割植栽部分も面積の中に含まれます

第1種 (4.5㎡)

第2種 (9.0㎡)



種別の違い

- ・1種和式・・・墓石の高さが盛土から130～140cmまでの高さのもの
- ・2種和式・・・墓石の高さが盛土から155～165cmまでの高さのもの

問い合わせ・送付先 習志野市役所 社会福祉課

〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 電話：047-453-7375（直通）